

四日市市立山手中学校コミュニティスクール運営協議会（CSいぬ梨青葉） 規約

第1条（名称）

本会は、「四日市版コミュニティスクール運営要綱」に基づく運営協議会で、名称を「四日市市立山手中学校コミュニティスクール運営協議会」とする。通称を「CSいぬ梨青葉」とする。

第2条（目的）

この規約は、「四日市版コミュニティスクール運営要綱」に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第3条（趣旨）

本会は、学校運営に関して校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等が一定の責任を持って学校運営への参画し、学校教育活動の充実に向け、学校、保護者及び地域住民等が協働し、「学校づくりビジョン」の実現を図るものとする。

第4条（組織）

本会は、四日市市教育委員会により委嘱任命を受けた委員と教職員で構成する。

第5条（委員）

本会の委員は、「四日市版コミュニティスクール運営要綱」に則り10名程度とし、以下の構成員を持って組織する。

- (1) 保護者代表（PTA会長）
- (2) 保護者OB（元PTA役員、おやじの会代表等2名程度）
- (3) 学校評議員（2名程度）
- (4) 連合自治会代表（海蔵地区・大谷台地区）
- (5) 地域住民（民生委員児童委員、主任児童委員等2名程度）
- (6) 地域諸団体の代表（青少年育成協議会・社会福祉協議会等2名程度）
- (7) 教職員（管理職・教務主任・各部主任等）
- (8) その他(本会が必要と認めた者)

2 本会の事務局は学校に置く。

第6条（委員の任期）

委員の任期は、委嘱の日から当該年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。

第7条（委員長及び副委員長）

協議会に委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第8条（会議）

本会の会議は、年間4回程度（5月、9月、11月、2月頃）開催する。

2 会議は、委員長が招集する。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 校長は、会議に出席し、学校運営及び学校教育活動に関する説明や報告を行うとともに、本会に対し意見を述べるができる。

5 委員長は、校長と協議し、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

第9条（所掌事項）

本会は、「四日市版コミュニティスクール運営要綱」に示された次の各号に掲げる事項を行う。

- （1） 校長が作成する学校運営及び学校教育活動の基本的な方針である「学校づくりビジョン」について承認する。
- （2） 「学校づくりビジョン」の実現に向けた学校運営及び学校教育活動の充実について協議する。
- （3） 「学校づくりビジョン」の実現に向けた保護者・地域住民等の学校運営及び学校教育活動への参画・支援等のあり方について協議し、地域人材の活用や地域関係団体からの支援などが組織的・継続的に行われるよう組織体制の整備に努める。
- （4） 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第67条（同規則第79条で準用する場合も含む）に規定する評価を行う。

第10条（議決）

本会の議決事項は、委員の過半数の賛成により成立する。

第11条（助言および評価）

本会の事業推進については、本会以外から活動に対しての助言及び評価を受けるものとする。

- （1） 教育委員会事務局等による助言
- （2） 学識経験者等による外部評価

第12条（遵守事項）

委員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 在職中及びその職を退いた後、職務上知り得た秘密を漏らさないこと。
- （2） その職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為を行わないこと。
- （3） 会議の運営に支障をきたす行為を行わないこと。

第13条（解嘱）

四日市市教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱又は解任することができる。

- （1） 前条の規定に違反したとき。
- （2） 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠く場合。

第14条（公表等）

本会は、その活動状況及び取組の成果等を保護者・地域住民へ公表するよう努めるものとする。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。